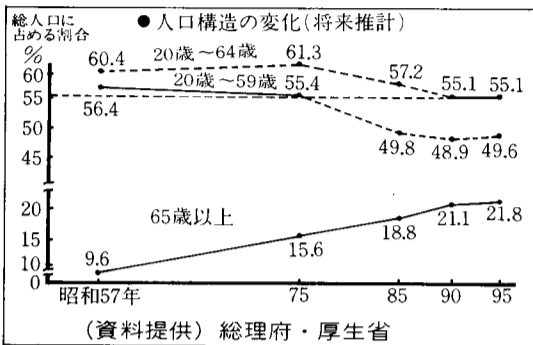


人生80年時代

健やかな老後のために

4月から新しい国民年金



今回、国民年金法が改正されて、四月から施行されることになりました。そこで、市民の皆さんに新しい国民年金制度をご理解いただくため、改正のあらましについてお知らせいたします。

制度改正のねらい

「人生五十年」は昔のこと。今や五十年代は人生の花盛り、人生八十年といわれる時代になりました。

今、我が国は世界にも例を見ないスピードで、高齢化社会へと進んでいます。人口構造の変化を見ていただくとお分かりのように、現在のところ、社会経済や年金制度の中心的担い手である二十歳から五十九歳の現役世代は、今世紀中はおおむね総人口の五十六％程度と、横ばいで推移するものの、二十一世紀に入ると急速に減少し、昭和八十五年には五十％弱と、総人口の半数を割ることになるものと見込まれています。

そこで、本格的な高齢化社会の到来に備えて、お年寄りの世代を働く現役世代が支えるという社会的な仕組みである公的年金制度の役割は、今後ますます重要になってきています。

この改正では、国民年金は共通の基礎年金を支給する制度に発展し、厚生年金などは、原則として、報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」の制度となり、国民年金は公的年金制度の土台として再編成され、「二階建ての年金制度」が発足したことになります。

(2) 給付負担の適正

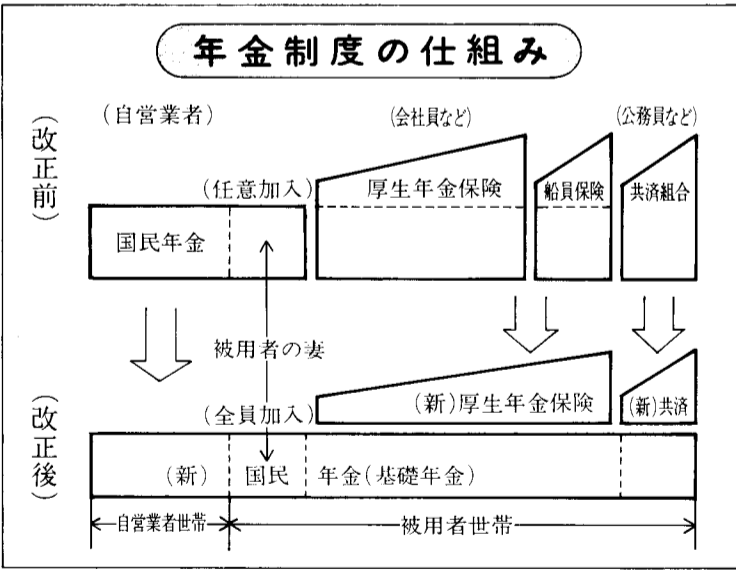
これまでの、年金受給者の平均加入期間がそれほど長くありませんでしたが、今後は四十年加入が一般的になると予想されることから、現段階で、制度を支える現役労働者の所得水準や負担とのバランスがとれるよう、適正な水準に落ちつかせるためこれを二十年かけて給付水準を

そのために、公的年金制度を長期的に安定したものにすべく、基礎をつくることと、保険料を負担している若い世代の給与よりも年金の方が高いということのないように同一世代内、若い世代とお年寄りの世代間、この両面にわたって、公平性を確保するために、今回、制度が改正されました。

改正のあらまし

(1) 国民共通の基礎年金

これまでの、農業、自営業の人などは国民年金に加入し、サラリーマンは厚生・共済年金制度に加入するという「タテ割り」の仕組みで、さらにサラリーマンの奥さんは国民年金に任意加入できることになっていました。今回の改正では、国民年金の適用がサラリーマンにまで拡大され、任意加入だったサラリーマンの奥さんも全員加入することになりました。



加入の対象者

新年金制度が適用されるのは昭和六十一年四月一日で満六十年

サラリーマンの奥さんが障害者となったときは、自分の障害基礎年金が支給されますし、また、万一離婚しても、老後は自分の基礎年金が支給されることとなります。

任意加入できる人

- ① 日本国内に住所のある二十歳以上六十歳未満の人で、学生または被用者年金制度の老齢年金をもらっている人
- ② 日本国内に住所のある六十歳以上六十五歳未満の人で、資格期間などが不足する人
- ③ 日本国内に住所のない日本人

徐々に適正化するとともに、将来のピーク時の負担も軽減することとされています。

③ 女性の年金権の確立

今回の改正で、国民年金の適用をサラリーマンやその奥さんにも拡大しますが、これにより、サラリーマンの奥さんを含め、加入者一人ひとりに自分名義の基礎年金が支給されることとなります。

(改正後)	(改正前)
老齢基礎年金	老齢年金
障害基礎年金	障害年金
遺族基礎年金	母子年金 準母子年金 遺児年金
寡婦年金	寡婦年金
死亡一時金	死亡一時金

改正後の年金種別

任意加入できる人

- ① 日本国内に住所のある二十歳以上六十歳未満の人で、学生または被用者年金制度の老齢年金をもらっている人
- ② 日本国内に住所のある六十歳以上六十五歳未満の人で、資格期間などが不足する人
- ③ 日本国内に住所のない日本人

また、共済年金関係については、ご主人の職場から配布された資格取得届用紙に必要な事項を記入して、ご主人の職場か、市の窓口へ提出してください。

任意加入できる人

- ① 夫(妻)の厚生年金手帳
- ② 健康保険証
- ③ 過去に国民年金または、厚生年金に加入したことのある人はその手帳
- ④ 印鑑(認め)

ただし、厚生年金関係については、厚生年金加入者の被扶養配偶者である旨(被扶養配偶者でなくなった場合も同じ)を市役所に届けないと、将来、年金がもらえなくなりますので、提出してください。

届に必要なもの

歳未満の人(大正十五年四月二日以後生まれ)です。また、六十歳未満でも昭和六十一年四月一日前に、既に年金をもらっている人は、原則として引き続き改正前の年金がもらえます。

○ 第一号被保険者

農業、自営業など日本国内に住所のある二十歳以上六十歳未満の人

○ 第二号被保険者

厚生年金保険(船員保険を含む)、共済組合の加入者

○ 第三号被保険者

厚生年金保険(船員保険を含む)、共済組合の加入者の被扶養配偶者で、二十歳以上六十歳未満の人

第3号被保険者は該当届を

厚生・共済年金の被保険者とその被扶養配偶者、つまり第二号被保険者と第三号被保険者の基礎年金に必要な費用は、厚生・共済年金制度から一括して納めることとなりますので、国民年金の保険料を個別に納める必要はありません。

ただし、厚生年金関係については、厚生年金加入者の被扶養配偶者である旨(被扶養配偶者でなくなった場合も同じ)を市役所に届けないと、将来、年金がもらえなくなりますので、提出してください。

基礎年金は3種類

老齢基礎年金



六十歳未満の人が対象

老齢基礎年金は、新しい制度が実施される今年の四月一日に六十歳未満の人(大正十五年四月二日以後生まれ)が対象となります。

四月一日に六十歳以上の人と六十歳未満でもすでに老齢年金を受けている人は、改正前の制度によって年金を受けることになります。

加入期間は二十五年以上

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせて二十五年以上ある人が六十五歳になったときから支給するのを原則とします。

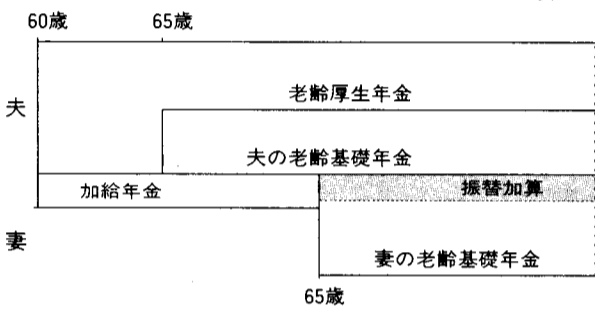
(別表1)

受給資格期間と加入可能年数

生年月日	昭和61年4月1日の年齢	老齢基礎年金受給資格期間	国民年金への加入可能年数
大正15年・4/2-昭和2年・4/1	59歳	21年	25年
昭和2年・4/2-昭和3年・4/1	58歳	22年	26年
昭和3年・4/2-昭和4年・4/1	57歳	23年	27年
昭和4年・4/2-昭和5年・4/1	56歳	24年	28年
昭和5年・4/2-昭和6年・4/1	55歳	25年	29年
昭和6年・4/2-昭和7年・4/1	54歳	//	30年
昭和7年・4/2-昭和8年・4/1	53歳	//	31年
昭和8年・4/2-昭和9年・4/1	52歳	//	32年
昭和9年・4/2-昭和10年・4/1	51歳	//	33年
昭和10年・4/2-昭和11年・4/1	50歳	//	34年
昭和11年・4/2-昭和12年・4/1	49歳	//	35年
昭和12年・4/2-昭和13年・4/1	48歳	//	36年
昭和13年・4/2-昭和14年・4/1	47歳	//	37年
昭和14年・4/2-昭和15年・4/1	46歳	//	38年
昭和15年・4/2-昭和16年・4/1	45歳	//	39年
昭和16年・4/2以後	44歳	//	40年

(別表2)

サラリーマンの奥さんへの振替加算



六十歳 六十歳

サラリーマンの奥さんには、振替加算の救済措置。サラリーマンの奥さんは、これまで任意加入という扱いでしたので、年齢の高い人、特に四月一日に六十歳に近い人は加入期間が短いため、低額の老齢基礎年金しか支給されないことになりました。

$$622,800円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数} + \text{保険料免除月数}) \times \frac{1}{3}}{(\text{加入可能年数}) \times 12}$$

二十歳以前の障害者も二十歳から支給。原則として、国民年金に加入している間に、病気やけがをして障害者になったときに支給されます。

障害基礎年金



子のいる障害者には加算。障害基礎年金は、一級障害者が年額七十七万八千五百円、二級障害者が六十二万二千八百円です。障害基礎年金を受ける人の収入で生活している子があるときは、次の金額が加算されます。(この場合「子」とは、十八歳未満の子または二十歳未満で障害のある子に限ります)

加算額は、一人目、二人目がそれぞれ十八万六千八百円。三人目以降は一人につき六万二千三百円となります。

遺族基礎年金

自営業の人などへの給付

次の制度は、第一号被保険者(自営業の人など)を対象とする給付になります。

付加年金

付加保険料を納めている人は、将来、付加年金を受けることができます。新制度では、第一号被保険者だけが付加保険料を納められます。なお、これまで納めてきた人については、その分が年金額に上積みされます。

寡婦年金

寡婦年金は、老齢基礎年金の受給資格がありながら、夫が何



の年金も受けずに死亡したときその夫に扶養されてきた妻が自分の年金を受けるまでの、六十歳から六十五歳までの間だけ支給できるものです。

死亡一時金

第一号被保険者として、保険料を三年以上納めた人が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けな

保険料を納めた期間	死亡一時金
3年以上20年未満	100,000円
20年以上25年未満	126,500円
25年以上30年未満	160,000円
30年以上35年未満	160,000円
35年以上40年未満	200,000円

いでの死亡し、その遺族が遺族基礎年金も受けられないときは、死亡一時金が支給されます。死亡一時金の額は、上表のとおりです。

妻に支給される遺族基礎年金額 (61年度価格)

	基本額	加算額	合計
子が1人	622,800円	186,800円	809,600円
子が2人	622,800円	373,600円	996,400円

(注) 3人目以降は、1人につき62,300円の加算

子に支給される遺族基礎年金額 (61年度価格)

	基本額	加算額	合計
子が1人	622,800円	—	622,800円
子が2人	622,800円	186,800円	809,600円

(注) 3人目以降は、1人につき62,300円の加算

退職者の奥さんへ

ご主人が厚生年金または共済年金制度を退職された奥さんで、61年4月1日に60歳未満の人は、第一号被保険者になります。市役所窓口で、早めに入会手続きをしてください。



61年度の保険料

国民年金(基礎年金)は、あなたの保険料と国庫負担(年金額の3分の1)で支えられます。61年度の保険料は、左の表のとおり改正されました。

1. 定額保険料			
定額の保険料(月額)	改正前 6,740円 / 改正後 7,100円		
2. 付加年金保険料			
定額と付加の合算保険料(月額)	改正前 7,140円 / 改正後 7,500円		
3. 前納(割引)保険料			
種別	年額	割引額	前納額
定額保険料	85,200円	2,060円	83,140円
付加年金保険料	90,000円	2,180円	87,820円

年金のことなら何でも...

保険料の納付が困難なときには、「免除制度」もあります。そのほか、国民年金についてのお問い合わせやご相談は、市国民年金課へどうぞ(☎21111)

